

福岡県公報

平成三十一年三月二十九日
第四千七十八号
増刊
②

目次

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 （会計管理局会計課）……………一	○福岡県財務規則の一部を改正する規則 （教育庁財務課）……………二	○福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則 （教育庁高校教育課）……………二	○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 （教育庁財務課）……………二	○福岡県教育センター短期研修規程を廃止する訓令（教育庁高校教育課）……………二	○福岡県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会）……………三	○福岡県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………三	○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………三	○福岡県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………四	○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………四	○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………四	○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………五	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （人事委員会事務局給与公平課）……………五
--	--------------------------------------	--	--	---	--	---	---	---	---	---	---	--

正誤

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 （人事委員会事務局給与公平課）……………五	○福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 （平成二十三年福岡県規則第十六号）中正誤……………六	○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 （平成二十九年福岡県人事委員会規則第十三号）中正誤……………六
---	---	---

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第七号中「及び原材料品」を「（印刷物にあつては、一件の購入代金が五万円以下のもの。）、原材料品及び備品」に改め、同項に次の一号を加える。

八 被留置者の医療に要する経費

別表三中小企業振興課の項を削る。

別表四中

長期継続契約、運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、電信電話料、後納契約、単価契約に係るもの、筆耕翻訳料及び損害保険料は括弧書によるものとする。

長期継続契約、運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、電信電話料、後納契約、単価契約に係るもの、筆耕翻訳料、損害保険料及び被留置者の医療に要する経費は括弧書によるものとする。

に改める。

様式第百三十三号第三条の見出しを「（書留代金内訳書及び工程表）」に改め、同条

第一項中「基づいて、」の次に「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び」を加え、同条第二項中「工程表」を「内訳書及び工程表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

様式第百三十三号第七条の二の次に次の一条を加える。

第7条の3 請負者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（請負者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、請負者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、請負者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

様式第百三十三号第十条第一項第三号中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

（福岡県立高等学校学則の一部改正）
第一条 福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。
（福岡県立特別支援学校学則の一部改正）

第二条 福岡県立特別支援学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

（福岡県立中等教育学校学則の一部改正）

第三条 福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の福岡県立高等学校学則、福岡県立特別支援学校学則及び福岡県立中等教育学校学則の規定は、平成三十一年度以降に入学する者から適用し、平成三十一年三月三十一日以前に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同令第百三十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る単位の認定については、なお従前の例による。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

糸島市王丸
糟屋郡篠栗町大字萩尾

怡土小学校王丸分校
篠栗小学校萩尾分校

糟屋郡篠栗町大字萩尾

篠栗小学校萩尾分校

改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第2号

福岡県教育センター

福岡県教育センター短期研修規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育センター短期研修規程を廃止する訓令

福岡県教育センター短期研修規程（昭和四十六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第

七号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一

部を次のように改正する。

様式中「氏名

印」を「氏名

に改める。

様式第五号の（部分休業承認請求書の裏面）中

請求者印
承認印

を

請求者の確認
承認者の確認

に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の育児休業等に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する規則の様式によるものとみなす。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「公署」の下に「（職員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定に基づき福岡県内の普通地方公共団体に派遣

される場合の当該普通地方公共団体の公署を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「人事委員会が認めるもの」の下に「並びに粕屋新光園に置かれる職」を加え、同項第三号中「以外」の下に「の公署」を加える。

別表の備考の3中「「児童手当」を「児童手当」に改め、「及び柏屋新光園に
置かれる養育センター」及び「（人事委員会が定める養育センター）」を削る。

第二条 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「柏屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三
十一年十月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則を制定
し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する

規則

（福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人
事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号を次のように改める。

二 職員の扶養親族たる者（県職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族で
同条例第十三条第一項の規定による届出がされているもの、警察職員給与条例第
十一条第二項に規定する扶養親族で同条例第十二条第一項の規定による届出がさ
れているもの又は学校職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族で同条例
第十三条第一項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において
同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配
偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住
している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を
借り受けて当該住宅に居住している職員

様式第二号の（裏）中

認定等の事由

を

認定等の事由
・ 給料表及び級

に改める。

（福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部
改正）

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則（
平成二十七年福岡県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表福岡市を除く福岡県内の地域の項中「百分の四・六三」を「百分の
五・〇」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による扶養手当認定簿の用紙は、なお、当分の
間、これを继续使用することができる。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布
する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号
）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中「柏屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ、ロ及びハの表中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項第二号及び第三号」を「第六条第一項第二号、第三号及び第四号」に、「第六条第一項第三号及び第四号」を「第六条第一項第三号」に、「第六条第一項第一号及び第三号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第二条第一号(2)中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号(2)の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第二十二項中第三十二号を第三十三号とし、第二号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 第十二条の二第二号の規定により、住居手当の支給の対象から除外される住宅を定めること。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

正 誤

29 ・ 3 ・ 31	23 ・ 4 ・ 8	発行年月日						
3880 増刊①	3240 増刊①	番 公 号 報						
会 人 規 事 則 委 員	規 則	種 類						
13	16	番 同 号 上						
21	2 ~ 3	ペ ー ジ						
		上						
		下						
○	○	欄						
1 後 ろ か ら		行						
	表 中	備 考						
家畜保健衛生所	<table border="1"> <tr><th colspan="2">特 別 休 暇</th></tr> <tr> <td>生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合</td> <td>女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合</td> </tr> <tr> <td>職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき</td> <td>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> </tr> </table>	特 別 休 暇		生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	正
特 別 休 暇								
生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合							
職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合							
家畜衛生保健所	<table border="1"> <tr><th colspan="2">特 別 休 暇</th></tr> <tr> <td>生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合</td> <td>女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合</td> </tr> <tr> <td>職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき</td> <td>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> </tr> </table>	特 別 休 暇		生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	誤
特 別 休 暇								
生後一年に達しない畜産畜養する職員がその生児の保育のために必要と認められる検査等を行う場合	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合							
職員がその養育する中学校就学の時期に達するまでの子(当該職員が配属の子を含む、以下同じ)の看護(急病)若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の子防を因らるためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合							